公益財団法人福井県スポーツ協会　倫理委員会規程

（目的）
第１条　この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）倫理規程第５条に規定する倫理委員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌）
第２条　倫理委員会は、次の事項を所掌する。
（１）倫理規程第２条に規定する役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
（２）倫理規程第６条に規定する意見を述べること。
（３）加盟団体に関する規程第２２条に規定する加盟団体の処分に関すること。

（委員）
第３条　倫理委員会に、次の委員を置く。
（１）委員長１名
（２）委員若干名

第４条　委員は、本会役員及び学識経験者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。
２．委員長は、会長が委員の中から委嘱し、倫理委員会を代表して会務を統括する。

（任期）
第５条　委員の任期は、委嘱日より開始し、本会役員の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

（委員会）
第６条　倫理委員会は、必要に応じ委員長が招集して、その議長となる。
２．倫理委員会の議事は、委員の合意により決定する。
３．委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
４．この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、倫理委員会において定める。

（改廃）
第７条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

１　この規程は、令和２年５月２９日から施行する。

２　この規程は、令和４年５月２７日から施行する。